

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

Tel048-844-8972

Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com



第22回通常総会報告 6月17日(火) 埼玉会館3C会議室



表決権総数116個中、98個(実出席28、書面62、委任8)が出席しました。総会の様子はオンラインで配信し、書面議決を行使した正会員や賛助会員らが視聴参加しました。

主催者挨拶 池本誠司理事長より「消費者団体として検討委員会と活動委員会に取り組み、全国に誇れる活動ができていると自負している。また、埼玉県から委託事業を受け、消費者行政の充実やインターネット適正広告をすすめる活動をしている。今後も持続発展させていきたいと考えている。地方消費者行政の交付金措置の継続に向け、昨年の秋以降交付金の充実強化を働きかけている。県内の消費者行政の充実強化になることを願う」と挨拶しました。



池本理事長

来賓挨拶 埼玉県県民生活部消費生活課 課長の築地良和様より「埼玉県内の消費生活センターに寄せられた相談件数は5万4,289件と昨年比4.4%増の状況。消費者教育や啓発、事業者指導に努めたがまだ不十分と考え、今年度は被害が拡大する前に迅速に事業者指導を進めるなど、全力で取り組む意向。消費者行政の充実強化を図っていくためには国の財政支援の継続が必要不可欠であり、なくす会の交付金継続に関する要望活動に対して深く感謝している。今後も定期的な協議の場を設け連携をしていきたい」と挨拶を頂戴しました。



築地消費生活課課長

議案審議・採決 吉川尚彦専務理事より「2024年度事業報告、活動決算」の提案、渡部慎太郎監事から監査報告の後、採決を行ない、出席表決件数の過半数以上の賛成で承認されました。



報告事項 2025年度事業計画、活動予算、検討委員会及び活動委員会の活動報告を行いました。

総会記念講演

相談員は見た！消費者被害の変遷 ～歴史から学ぶ消費者被害に遭わないポイント～

総会終了後、講師に消費生活専門相談員の吉松恵子さんを迎え、総会記念講演を行ない87人が参加しました。



消費生活相談員が相談を受けてまず検討するのは特定商取引法の活用で、同法の変遷は問題商法の歴史と重なり、さらに消費者トラブルの解決に向け法令の制定や改正などがなされてきました。

悪質業者は様々な装いで現れますが、中身は同じです。消費者被害に遭わないための共通点は、「うまい話しは絶対がない」「投資はお金が増える仕組みが隅々まで理解できるものだけにしよう」「もうかったとしても投資金額を増やすのは慎重に」「事業者の氏素性(許可、登録、届出の有無)を確かめる」「SNS上の電話番号だけの知人を信用してはいけない」「契約を急がされたらやめておこう」など。過去の消費者トラブルから学び、より良い消費生活を送ってほしい。

消費者被害アンケート・めやすばこ「お金について」まとめを情報提供しました

公共機関宛て

アンケートから見えてきた課題

- ① 将来の収入や生活費に対して不安に思っている消費者が多いが、不安がある人ほど現状の収支を把握できていない。
- ② 「貯蓄から投資へ」と言われる中で、金融教育を受けたことがない世代も「投資」という選択肢が身近になっている。
- ③ NISAやiDeCoの制度ができ、すぐに使わない預貯金の使い道として金融機関で勧められたとの構図が見えてきた。
多くの消費者は、金融機関などから発せられる情報のみで内容を十分理解しないまま投資商品を購入している可能性がある。
- ④ 金融教育を受けたことがある消費者ほど投資に関する理解度が上がる傾向にあり、投資の理解度と相関関係がある。

以下の点について検討をお願いしました

- 営業を目的としない金融教育の機会の充実
金融教育を受けている割合は、40代~60代で約20%、70代で16%、80代で8%と少ない傾向にありました。メディアや金融機関の情報のみで将来について「不安」を感じ、理解しないまま「投資商品」を購入することのないよう、金融教育の機会の充実をご検討ください。
- 「収支把握やライフプランの必要性」「資産運用の考え方」「投資のリスクや手数料などに関する知識」などの金融に関する情報の啓発の充実
金融に関する情報を日常で知る機会を増やすことが必要です。啓発資料や情報発信などの充実をご検討ください。

金融機関宛て

アンケートから見えてきた課題

- ① 多くの消費者が「NISA や iDeCo の制度ができたこと」をきっかけに投資を検討し始めた一方で、投資に関してあまり理解していない消費者がいる。金融機関などから発せられる情報のみで内容を十分理解しないまま投資商品を購入している可能性がある。
- ② 「貯蓄から投資へ」という社会の流れの中で、金融教育を受けたことのない世代は投資の必要性やリスクなどを理解しないまま「投資」をしている可能性が高い。

以下の点について検討をお願いしました

- 投資商品契約時の説明強化
消費者の「投資目的」を確認し、「リスク」や「手数料」などに関する説明をより強化するようご検討ください。また、「契約を急がせない」こともご留意ください。
- 契約時の家族の同意確認などの検討
金融機関に勧められ、商品特性を理解しないままに投資をする消費者が一定いることがわかりました。本人の状況に合わせ、家族とも同意確認するなどの工夫をご検討ください。
- 投資商品の理解度把握の工夫
投資商品は非常に複雑です。店頭の説明で理解することは難しい場合も多あります。理解度確認のツールの工夫や契約後のアフターフォローなどをご検討ください。



アンケート・めやすばこのまとめは下記または右記から二次元コードダウンロードできます
https://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/250410_01.html



| 事業者 | 概要 |
|--|--|
| Agoda Company Ptd. Ltd. (本社:シンガポール) | (オンライントラベル事業者)【訴訟継続】 「アゴダ®」サービスにおける「アゴダ®利用規約」のうち「一切責任を負わない」とする一部免責条項、当該事業者の賠償責任を制限又は免除する条項等の使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求め、2023年12月6日差止請求訴訟を提起しました。海外法人への訴訟となり、訴状の送付などに時間がかかっています。第1回期日開催日時は未定です。 |
| JustAnswer LLC (本社:アメリカ) | (オンライン相談事業者)【書面による事前の差止請求】 ウェブサイト上の最終申込み画面において、トライアル料金の500円が強調されており、継続的な契約であることなどが理解できるような法定要件を満たさないとして、最終申込画面の修正を求めています。 |
| デジタルデータソリューション(株) | (データ復旧事業者)【申入れ】 当該事業者が提供するデジタルデータリカバリーというサービスに関する「一部復旧を含む復旧件数割合91.5% 2023年10月実績 完全復旧57.8%」などの表示の使用停止または適切な内容に修正することを求めています。 |
| (株)リブ・マックス | (マンスリーマンション事業者)【申入れ】 当該事業者の使用する建物定期賃貸借契約について、一部条項の使用停止または適切な内容に修正することを求めています。 |
| (株)ファーマフーズ | (美容製品販売事業者)【申入れ】 当該事業者が販売している薄毛治療薬・育毛剤「ニューZ」に関するインターネット広告の一部表記の削除または適切な内容に修正することを求めています。 |
| (株)ハーブ健康本舗 | (健康食品販売事業者)【申入れ】 当該事業者が提供する「ヒザこし万歳PREMIUM(プレミアム)」に関するインターネット広告の一部表示の使用を取り止めるか、または内容を修正することを求めています。 |
| (株)和漢 | (健康食品販売事業者)【申入れ】 当該事業者が使用するECサイトで販売する「スルフォラファン&ギャバの恵み」における一部表示について、使用を停止すること、または、適切な内容に修正することを求めています。 |

申入れ活動を終了した案件

お魚通販.com(株):2025年5月、利用規約が訂正されたことが確認できたため、引き続き注視する旨を付記し、申入れ活動を終了する旨の通知書を送付しました。

訴状その他の文書については
ホームページでご確認ください。

被害回復

ライフティ(株)に対する被害回復訴訟の進捗状況

第7回弁論準備期日が5月26日(月)、さいたま地方裁判所にて行われました。次回は7月14日(月)です。弁論準備期日のため、傍聴はできません。



注意喚起

増加し続ける、後払いサービスが関連する消費者トラブル

—商品が届いた後に支払えるからといって安心せず、契約条件をよく確認しましょう—

主に EC サイトでのインターネット通販における便利な決済手段の一つとして「後払い決済サービス（クレジットカード等を用いず、2 カ月以内での後払いができるサービス）」が利用されています。後払い決済サービスは商品が手元に届いた後で支払うことができることに加え、クレジットカード番号等を販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できる点が大きなメリットとされている決済手段です。



その一方で

「解約後も請求が続く定期購入業者とのトラブル」

「購入した覚えのない商品代金に関するトラブル」などの相談件数が増加し続けています。

消費者へのアドバイス

- 後払い決済サービスの利用時に限らず、契約前には表示や料金、契約条件などをしっかり確認し、契約するか慎重に検討しましょう。
- 販売業者とトラブルになった場合は、後払い決済サービス事業者にも連絡しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合には、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

(国民生活センターホームページ 2025年7月2日公表記事より 一部引用)

事務局より

あなたの情報が消費者被害防止につながります!情報提供にご協力ください

契約・解約や勧誘行為、広告・表示に関することで、「何かおかしい」「納得がいかない」などの事例がございましたら、ぜひ「情報」をお寄せください。

お寄せいただいた消費者被害の情報をもとに、弁護士・司法書士・相談員など専門家で構成する当会の検討委員会で分析・検討し、不当な契約条項や不当な表示などが判明した場合にはそれらを是正するよう事業者に対して申入れなどを行ないます。

=情報提供の際のお願い=

【契約書や申込書、規約】【注文した際に見た広告のスクリーンショット】などの提供をお願いします場合があります。

特に、インターネットトラブルの場合は、どのような広告だったのが重要なポイントになります。

※ 個々の相談や情報についてお答えすることはできません。ご了承ください。

※ トラブルの解決は、消費生活相談窓口にご相談ください。

詳細は [なくす会ホームページ トップページ](#)> 情報提供にご協力ください (上記二次元コード)をお読みください



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センター市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188(いやや!) (お住まいの市町村相談窓口につながります)